

重要事項説明書

【基準該当短期入所生活介護
基準該当介護予防短期入所生活介護】

利用者：様

事業者：有限会社まいけ

重要事項説明者：田邊 梨沙

1 なごなるの家の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

施設経営者	有限会社まいけ
代表者	代表取締役 大津典子
事業所名	なごなるの家
管理者	田邊 梨沙
所在地	富山市山室293番地5
電話番号	076-422-2341
行う事業	基準該当短期入所生活介護事業、基準該当介護予防短期入所生活介護
介護保険事業者番号	1680100334
サービス提供地域	山室・東部・大泉・堀川・南部中学校下 ※こちらの地域以外の方でもご相談下さい。

(2) 営業日

土曜日から月曜日とする（月曜日は日中のみで泊りはなし）。

ただし、12月30日～1月3日、8月13日～15日までを除く。

(3) 休日

年末年始（12月30日～1月3日）、お盆休み（8月13日～15日）。

火曜日から金曜日

(4) 送迎サービス提供時間

送迎が必要と認められるご利用者様に対しては、送迎を行います。（日曜日の送迎サービスはありません。）

月～土	9:00～16:30（送迎車の関係で、時間は相談させてください。）
-----	-----------------------------------

(5) 営業時間

月～土	8:20～17:20
-----	------------

(6) 職員体制 (2025 年 1 月現在) (デイとショートの一体的体制です。)

	常勤	非常勤	計
管理者	1 名		1 名
生活相談員 (介護職員兼務)	3 名	1 名	4 名
看護師 (機能訓練指導員兼務)	2 名	3 名	5 名
介護職員	5 名	4 名	9 名
栄養士 (介護職員兼務)	1 名		1 名
機能訓練指導員 (看護師兼務)	1 名	3 名	4 名
調理員		1 名	2 名

(7) 利用定員 5 名

2 サービス内容

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の介護計画に沿って、食事の提供、入浴介助、排泄介助、機能訓練、口腔機能向上、アクティビティーその他必要な介護等を行います。

なごなるの家の地域密着型通所介護と連携して行うため、日中はデイサービスご利用者とともに過ごします。

3 利用中の医療の提供について

当事業所には、医師は常勤していません。したがって、病状が安定している方が対象となります。

看護師の指示のもと、毎日、健康管理、服薬管理を行います。

サービス利用期間中において、病状の急変が生じた場合、速やかに家族へ連絡すると共に、介護支援専門員へも連絡し、かかりつけ医、または、当所の協力医 (藤田内科医院) へ連絡を行うなどの必要な措置を講じます。必要があれば、救急車を要請し、移送を行います。受診や病院での付き添いは、ご家族でお願いします。

4 利用料金 (2026 年 6 月 1 日現在)

(1) 1 日あたりの利用料 1 + 2 + 3 の合計

1 介護保険適用 (要介護毎の1回 あたりの単位数、要 支援は1か月 あたりの単位数)	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	479単位	596単位	645単位	715単位	787単位	856単位	926単位
	利用料は、1単位＝10.17円で計算した金額の1割または2割または3割 (介護保険負担割合証による) となります。						
2 滞在費	1,800円						
3 食費	1,650円：内訳 朝食400円、昼食700円、夕食550円						

※滞在費・食費については、自己負担限度額の認定を受けている場合、認定証に記載されている額になります。

(2) その他の介護保険費用

送迎サービス費	自己負担金 184 単位 (片道) 9 時～16 時 30 分 (日曜の送迎サービスはありません。)
サービス提供体制強化加算 I	22 単位／日
若年性認知症利用者受入加算	120 単位／日
介護職員等処遇改善加算 I イ	所定単位数に 16.3% を乗じた単位数を加算します。

(3) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(4) 自費をいただくもの (介護保険適用外)

レクリエーション費		実費
洗濯料	利用中に必要が生じた時	1 回 100 円
日常生活上必要なもの	歯ブラシなど	実費
複写物	白黒一枚につき	10 円

(5) 予約およびキャンセル料金

ご予約は、ご利用の 2 ヶ月前からお受けします。

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

但しご契約者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、この限りではありません。

① ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日当日の場合	当日の利用料の 50%

(6) 料金の支払方法

支払い方法は、現金、銀行振り込み、口座振替のいずれかをあらかじめ選択してください。

毎月月末締めとし、翌月 10 日頃に当月分の料金を請求いたします。

現金、銀行振り込みは、請求月の 25 日までにお支払いください。

振込み先口座 富山第一銀行 富山駅前支店 普通 143912

名義 有限会社まいけ ※振込み手数料は、ご利用者様のご負担をお願いします。

口座振替ご利用希望の方はお申し出ください。手続きについてご説明いたします。デイサービス料金とひとしよに振替手数料 150 円を加えて、原則 27 日に引き落とします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお問い合わせください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

職員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたおご利用者様の介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合。（要支援から要介護、要介護から要支援になられた場合は再度契約することができます）。
- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、おご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはおご利用者様やご家族の方などが、当事業者や当事業者の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業者により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- ・ 風邪、病気等で、ご利用が難しいと判断された場合は、利用をお断りすることがあります。
- ・ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族様に連絡の上、適切に対応いたします。
- ・ 他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに申告してください。治癒するまでサービスのご利用はご遠慮いただきます。

6 緊急時の対応方法

- (1) サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。緊急連絡先・主治医等に関する連絡先は、計画作成時にお聞きします。
- (2) 事業の提供により事故が発生した場合は、ご利用者様の所在する市町村、ご利用者様のご家族様、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じることといたします。

7 非常時災害時の対応

- ① 別途定める「防災及び非常災害時対応マニュアル」に則り対応を行います。
- ② 防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関へ通報する火災報知設備、消火器、誘導灯。
- ③ 防災訓練を行います。
- ④ 防犯対策：セコム導入（2017年12月～）
- ⑤ 業務継続計画を策定しています。

8 秘密の保持及び個人情報の保護

「個人情報に関する基本方針」ならびに「個人情報の利用目的」に定めます。

9 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害発生について、ご利用者様に故意または過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

10 虐待の防止について

- ① 虐待防止に関する責任者 北山 綾乃
- ② 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ③ サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。
- ④ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑥ 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

11 身体拘束について

- ① 原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様に対して説明し同意を得た上で、緊急性、非代替性に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③ 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとします。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ・従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

12 衛生管理等

- ① 介護の用に供する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

13 苦情の受付について

「有限会社まいけにおける苦情解決に関する規程」に定めます

◆苦情受付窓口 事業所従業者全員

受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30

また、玄関に苦情受付ボックスを設置しています。

苦情解決責任者 大津典子

◆行政機関その他苦情受付

富山市介護保険課 〒930-8510 富山市新桜町7-38 電話:443-2041

受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

◆富山県国民健康保険団体連合会 介護電算課介護保険班 苦情相談窓口

〒930-8538 富山県富山市下野字豆田995番地の3(富山県市町村会館内) 電話:076-431-9833 FAX:076-431-9850

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

◆富山県福祉サービス運営適正化委員会(社会福祉法人 富山県社会福祉協議会内)

〒930-0094 富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2階 電話番号 076-432-3280

受付時間:月曜日～金曜日の9:00～16:00まで (祝祭日を除く)

14 記録の保管

通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から、5年間保存する。

令和 年 月 日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護のサービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 有限会社まいけ なごなるの家
住所 富山市山室 293 番地 5

代表者 大津 典子 印

説明者職名 管理者

氏名 田邊 梨沙 印

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護のサービス提供開始に同意しました。

利用者 住所

利用者氏名 _____ 印 _____

利用者は、身体 の 状況等により署名が できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が 利用者 に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住所

署名代行者氏名 印

続柄（利用者との関係）